第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 （法人にあっては名称）	学校法人　修道学園
住所	広島県広島市安佐南区大塚東1-1-1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 4 年度 ～ 令和 6 年度 （平均）

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☐ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	大学 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 8161 ）
事業の概要	学校法人修道学園は、広島市内に広島修道大学と修道中学校・高等学校及び広島修道大学ひろしま協創中学校・高等学校を設置している。中でも大規模事業所である大学は7学部13学科、大学院4研究科を擁し、キャンパスの土地面積は約34万㎡、建物延床面積は約9万㎡である。

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出抑制にあたっては、法人の専務理事を総括とする。また、各部局から選出された省エネルギー推進チーム構成員による活動を通し、温室効果ガス排出量の抑制に努める。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 （平均値）	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	4,811 t-CO_2	5,033 t-CO_2	-4.6 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		5,033 t-CO_2	-4.6 %
目標設定の考え方	新体育館の運用開始、新棟建設工事、運用開始が予定されており電気需要が高まる。新体育館屋上に新たに太陽光発電設備を設置するとともに、照明設備の更新を計画的に行い、温室効果ガス排出量の増加を抑える。		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a 令和4～令和6年度 （平均値）	計画期間の目標 b 令和7～令和9年度 （平均値）	削減量の対基準年度比 ((a-b)/a)×100
			%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

１．基本対策
・施設設備の維持管理に努め、不具合がある場合には即時対応し、適切な運用を行う。
・春と秋の冷暖房停止期間を省エネ月間と設定し、窓開放での換気により空調機を一時的に停止する。
・2025年度竣工の新体育館の冷暖房を適切に運用する。
２．目標対策
・各棟の照明設備をLED化する。
３．重点対策
・新体育館に太陽光発電設備を設置する。

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

特になし

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

・空調機器・照明設備の更新に、省エネ効果の高い設備機器を導入する。
・太陽光発電設備を導入し、自然エネルギーを有効利用する。

５　その他の取組

・教職員、学生に向けた省エネ通信を毎月配信し、省エネ推進活動に努める。
・教職員に向けて、クールビズ、ウォームビズを推奨する。

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島修道大学
事業所の所在地	広島市安佐南区大塚東1-1-1
事業所の業種	大学
事業の概要	教育機関

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 （平均値）	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	3,837　$t\text{-}CO_2$	4,045　$t\text{-}CO_2$	-5.4　%
温室効果ガス みなし排出量		4,045　$t\text{-}CO_2$	-5.4　%
目標設定の考え方	新体育館の運用開始、新棟建設工事、運用開始が予定されており電気需要が高まる。新体育館屋上に新たに太陽光発電設備を設置するとともに、照明設備の更新を計画的に行い、温室効果ガス排出量の増加を抑える。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

１．基本対策
・施設設備の維持管理に努め、不具合がある場合には即時対応し、適切な運用を行う。
・春と秋の冷暖房停止期間を省エネ月間と設定し、窓開放での換気により空調機を一時的に停止する。
・2025年度竣工の新体育館の冷暖房を適切に運用する。
２．目標対策
・各棟の照明設備をLED化する。
３．重点対策
・新体育館に太陽光発電設備を設置する。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特になし

２　その他の取組

・教職員、学生に向けた省エネ通信を毎月配信し、省エネ推進活動に努める。
・教職員に向けて、クールビズ、ウォームビズを推奨する。